

対象となる例、ならない例の例示

対象となる例

<対象となる例①>

1泊2食付き一人当たり12,000円2名様でご宿泊の場合、支援額は10,000円となります。
(支援金内訳：5,000円×2名様分)

<対象となる例②>

1泊朝食付き一人当たり7,000円1名様で2連泊した場合、支援額は6,000円となります。
(支援金内訳：3,000円×2名様分)

<対象となる例③>

1泊2食一人当たり大人12,000円×2名様と子供7,000円×2名様でご宿泊の場合、支援額は16,000円となります。
(支援額内訳：大人5,000円×2名様と子供3,000円×2名様)

対象とならない例

<対象とならない例①>

旅行会社が販売する宿泊プランやOTA（Online Travel Agent）、場貸しサイト業者等が販売する宿泊プラン。

<対象とならない例②>

日帰り入浴や日帰り食事付きプラン等宿泊を伴わないプラン。

<対象とならない例③>

通常5,000円の宿泊商品に1,000円分のクオカードを付けて6,000円とした宿泊商品等。

<対象とならない例④>

7月7日に予約受付した宿泊商品や9月以降の予約商品。
(支援金対象期間外のため)

<対象とならない例⑤>

取消や不泊者への不正な支援金。

<対象とならない例⑥>

8,000円の宿泊商品に、オプション体験12,000円をつけて20,000円とした宿泊商品等。
この場合は8,000円の宿泊商品のみ支援金対象となり、オプション体験分は支援対象となりません。